千葉県立保健医療大学健康科学部学内委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県立保健医療大学学則第１６条第２項の規定により、千葉県立保健医療大学が設置する学内委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会の名称は、別表のとおりとする。

２　各委員会の委員は、本学教員から選出するものとする。

３　本学運営上必要と認めるときは、別表に定める委員会以外の委員会を設置することができる。

４　各委員会の運営に必要な事項は、別に定めるものとする。

（委員長等）

第３条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

３　学内委員会を別表に従い、教育研究社会貢献委員会群と管理運営部門委員会群に分類し、それぞれの群に総括委員長を置く。

４　各総括委員長は、学長が指名し、所掌する委員会の有機的な連携と協力を図るために連絡、調整を行うものとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の２分の１以上の出席がなければ、開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（専門部会等）

第７条　委員会は必要に応じ、専門部会等を設置することができる。

（報告）

第８条　委員長は、委員会において調査、審議した事項を学長及び大学運営会議に報告しなければならない。

２　教育公務員特例法第３条及び学校教育法第９３条第２項、第３項の規定に関する事

項は、教授会に報告しなければならない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（補則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

２　平成２１年度の各委員会委員の任期は、第４条第１項の規程にかかわらず１年とする。

附　則

この規程は、平成２３年４月１１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年６月４日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年１２月１６日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年３月１日から施行する。

別　表（第２条及び第３条）

教育研究社会貢献委員会群	**管理運営部門委員会群**
入試改革検討委員会 入試実施委員会 教務委員会 ＦＤ・ＳＤ委員会 学術推進企画委員会 学生委員会 進路支援委員会 研究倫理審査委員会 国際交流委員会 図書委員会 社会貢献委員会	自己点検・評価委員会 将来構想検討委員会 総務・企画委員会 広報委員会 衛生委員会 危機管理委員会 人事委員会 教員再任審査委員会 キャンパス・ハラスメント等防止対策委員会 情報システム委員会